

旅客営業規則

〔鉄道線〕

遠州鉄道株式会社
2026 年 9 月 7 日 施行

旅客営業規則〔鉄道線〕

目 次

第1編 総 則

- 第 1 条 目的
- 第 2 条 適用範囲
- 第 3 条 用語の意味
- 第 4 条 運賃・料金の前払いの原則
- 第 5 条 契約成立の時期
- 第 6 条 旅客運送等の制限または停止
- 第 7 条 列車運行不能の場合の取扱い
- 第 8 条 営業キロ程の計算方
- 第 9 条 期間等の計算方
- 第 10 条 乗車券類に対する証明

第2編 旅 客 の 運 送

第1章 通則

- 第 11 条 乗車券の購入および所持
- 第 12 条 駅員無配置駅の旅客の取扱い

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

- 第 13 条 乗車券の種類
- 第 14 条 乗車券の発売場所
- 第 15 条 乗車券の発売範囲
- 第 16 条 乗車券の発売日
- 第 17 条 旅客運賃割引証および証明書発行の監査
- 第 18 条 割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い
- 第 19 条 割引証または証明書が無効となる場合およびこれを使用できない場合

第2節 普通乗車券の発売

- 第 20 条 普通乗車券の発売条件

第3節 定期乗車券の発売

- 第 21 条 定期乗車券発行申込書の様式
- 第 22 条 通勤定期乗車券の発売条件
- 第 23 条 通学定期乗車券の発売条件

- 第 2 4 条 定期乗車券の継続発売
- 第 2 5 条 鉄道バス連絡定期乗車券の発売条件
- 第 2 6 条 シルバーワイドフリー定期乗車券の発売条件

第4節 団体乗車券の発売

- 第 2 7 条 団体乗車券の発売条件
- 第 2 8 条 団体旅客運送の予約、受付
- 第 2 9 条 団体旅客運送の申込人員または申込の取消し等

第5節 特殊割引乗車券の発売

- 第 3 0 条 臨時特殊割引普通乗車券の発売
- 第 3 1 条 被救護者割引乗車券の発売条件
- 第 3 2 条 児童福祉施設入居者割引乗車券の発売条件
- 第 3 3 条 身体障害者割引乗車券、知的障害者割引乗車券、精神障害者割引乗車券の発売条件
- 第 3 4 条 身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保険福祉手帳の携帯
- 第 3 5 条 戦没者遺族割引乗車券の発売条件

第3章 旅客運賃

第1節 通則

- 第 3 6 条 旅客運賃・料金の種類
- 第 3 7 条 旅客運賃計算上のキロ程の計算方
- 第 3 8 条 運賃計算上の経路等
- 第 3 9 条 旅客の区分およびその運賃の収受方
- 第 4 0 条 小児扱いおよび幼児扱いの特例
- 第 4 1 条 旅客運賃割引の重複適用禁止
- 第 4 2 条 運賃のは数計算
- 第 4 3 条 最低運賃

第2節 普通旅客運賃

- 第 4 4 条 大人の片道普通旅客運賃
- 第 4 5 条 小児の片道普通旅客運賃

第3節 定期旅客運賃

- 第 4 6 条 大人1ヶ月定期旅客運賃
- 第 4 7 条 大人2ヶ月定期旅客運賃
- 第 4 8 条 大人3～5ヶ月定期旅客運賃
- 第 4 9 条 大人6～12ヶ月定期旅客運賃
- 第 5 0 条 小児定期旅客運賃
- 第 5 1 条 鉄道バス連絡定期旅客運賃
- 第 5 2 条 特殊割引定期旅客運賃
- 第 5 3 条 鉄道バス全線共通定期旅客運賃
- 第 5 4 条 通学ウィークデー定期旅客運賃

第4節 回数乗車券の旅客運賃

第55条 回数乗車券の旅客運賃計算方

第5節 団体旅客運賃

第56条 団体旅客に対する割引率

第57条 団体旅客の無賃扱人員

第58条 団体旅客運賃の計算方

第6節 特殊割引旅客運賃

第59条 特殊割引旅客運賃の計算方

第60条 臨時特殊割引運賃

第4章 乗車券の効力

第1節 通則

第61条 乗車券使用条件

第62条 効力の特例

第63条 券面表示事項が不明となった乗車券

第64条 不乗区間に対する取扱い

第65条 通用期間の起算日

第66条 小児用乗車券の効力の特例

第67条 乗車券不正使用未遂の場合の取扱方

第68条 乗車券の通用期間

第69条 旅客の途中下車

第70条 乗車券が前途無効となる場合

第71条 定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合

第72条 定期乗車券が無効となる場合

第73条 通学定期乗車券の効力

第74条 氏名変更等の場合の定期乗車券の書き換え

第5章 乗車券の様式

第1節 通則

第75条 乗車券の表示事項

第76条 この章に規定する乗車券の様式の変更または補足等

第2節 普通乗車券の様式

第77条 自動券売機で発行する普通片道乗車券の様式

第3節 定期乗車券の様式

第78条 ICカードシステムで発行するナイスパス定期乗車券

第4節 回数乗車券の様式

第79条 0の日回数乗車券

第5節 団体乗車券の様式

第 8 0 条 団体乗車券

第 6 章 乗車券の改札及び引渡し

第 1 節 通則

第 8 1 条 乗車券の改札

第 8 2 条 乗車券の引渡し

第 2 節 乗車券の改札および引渡し

第 8 3 条 普通乗車券の改札および引渡し

第 8 4 条 定期乗車券の改札および引渡し

第 8 5 条 団体乗車券の改札および引渡し

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 1 節 通則

第 8 6 条 乗車変更等の取扱箇所

第 8 7 条 払い戻し請求権行使の期限

第 2 節 乗車変更の取扱い

第 8 8 条 乗り越し

第 8 9 条 別途乗車

第 8 章 旅客の特殊取扱い

第 1 節 通則

第 9 0 条 旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の返還

第 9 1 条 旅客運賃の払い戻しをしない場合

第 2 節 無札

第 9 2 条 乗車券類の無札及び無効

第 3 節 紛失

第 9 3 条 乗車券紛失の場合の取扱方

第 9 4 条 再収受した旅客運賃の払い戻し

第 4 節 任意による旅行の取りやめ

第 9 5 条 旅行開始前の旅客運賃の払い戻し

第 9 6 条 使用開始前の定期旅客運賃の払い戻し

第 9 7 条 旅行開始前の団体旅客運賃の払い戻し

第 9 8 条 不乗車区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合

第 9 9 条 定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し

第 1 0 0 条 鉄道バス全線共通定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し

第 1 0 1 条 旅行中止による適用期間の延長及び旅客運賃の払い戻し

第 1 0 2 条 最終列車に乗り遅れた場合の取扱い方

第 5 節 運行不能及び遅延

- 第 1 0 3 条 列車の運行不能等の場合の取扱い方
- 第 1 0 4 条 乗車券通用期間延長の取扱い方
- 第 1 0 5 条 無賃返還の取扱い方
- 第 1 0 6 条 運行不能の場合の旅客運賃払い戻し場所
- 第 1 0 7 条 列車の運行休止のときの定期乗車券の旅客運賃の払い戻し

第 6 節 誤乗及び誤購入

- 第 1 0 8 条 誤乗区間の無賃返還
- 第 1 0 9 条 誤乗区間無賃返還の取扱い方
- 第 1 1 0 条 乗車券誤購入の場合の取扱い方

第 9 章 入場料

- 第 1 1 1 条 入場料を必要とする場合
- 第 1 1 2 条 入場料金の額
- 第 1 1 3 条 入場料金の支払い
- 第 1 1 4 条 入場料が無効となる場合
- 第 1 1 5 条 入場料の改札及び引渡し
- 第 1 1 6 条 無札入場者
- 第 1 1 7 条 入場料金の払い戻し
- 第 1 1 8 条 改札内への立入りの特例
- 第 1 1 9 条 改札内への立入りにおける遵守事項
- 第 1 2 0 条 改札内への立入りに関する責任の所在

第 1 0 章 手回り品

- 第 1 2 1 条 手回り品及び持込禁制品
- 第 1 2 2 条 無料手回り品
- 第 1 2 3 条 普通手回り品料金
- 第 1 2 4 条 持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置
- 第 1 2 5 条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置
- 第 1 2 6 条 手回り品の保管

別表第 1 号 運輸に関する料金

別表第 2 号 危険品

第1編 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、遠州鉄道株式会社（以下「当社」という。）の鉄道線の旅客営業（旅客の運送ならびにこれに付帯する事業、以下「旅客運送等」という。）について合理的な取扱い方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 旅客運送等は、法令または別に定めるもののほか、この規則を適用する。

（用語の意味）

第3条 この規則の用語の意味は、次のとおりとする。

- （1）駅とは、旅客の取扱いをする停車場および停留場をいう。
- （2）列車とは、駅構外の本線を運転する目的で仕立てた車両をいう。
- （3）旅客とは、有効乗車券を所持して列車を利用する人をいう。
- （4）旅行開始とは、旅客が旅行を開始する駅で有効乗車券を所持して駅内に入場することをいう。
- （5）乗車券類とは、乗車券をいう。

（運賃・料金の前払いの原則）

第4条 旅客運送等の契約時の運賃および料金の収受は前払いとする。ただし、当社において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

（契約成立の時期）

第5条 旅客運送等の契約は、その成立について別に定めのあるものを除き、旅客が所定の運賃または料金を支払い、乗車券類の交付を受けたとき成立する。

2 前項の規定による契約成立後の取扱いは、別に定めるものを除き、その契約の成立したときの規定によるものとする。

（旅客運送等の制限または停止）

第6条 旅客運送等を円滑に行うため必要と認められるときは、次の各号による制限または停止措置をとることができる。

- （1）乗車券の発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の制限または停止。
- （2）乗車列車、乗車区間、乗車方法の制限。
- （3）手回り品の持ち込み数量等の制限。
- （4）手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・取扱時間の制限または取扱いの停止。

(列車運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合、その不通区間内着となる旅客またはこれを通過する旅客の取扱いはしない。ただし、運輸上支障の無い場合で旅客が不通区間について任意に旅行し、不通区間に対する旅客運賃の払い戻しの請求をしないことを承諾するときは、この限りでない。

2 前項の場合であっても、当社が自動車等他の輸送機関を利用する方法によって連絡の措置をとった場合で、その旨を駅に掲示して旅客に公示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客を取り扱うものとする。

(営業キロ程の計算方)

第8条 旅客運賃を計算する場合の1キロ未満の端数はこれを1キロに切り上げる。計算上生じた10円未満の端数は10円単位に切り上げる。

(期間等の計算方)

第9条 旅客運送等に係わる期間を計算する場合は、その初日および終了日は時間の長短にかかわらず1日と計算するものとする。

2 月単位の場合は、次の通り計算するものとする。

(1) 11月1日(初日)から1ヶ月間とは、11月30日(月の末日)まで。

(2) 4月15日から1箇月間とは、5月14日まで。

(3) 11月30日から3箇月間とは、2月28日(平年の場合)または2月29日(閏年の場合)まで。

(注) 月の期間を計算する場合最後の月に該当日がないときは、その月の末日が終期となる。

(乗車券類に対する証明)

第10条 乗車券類に対する証明を行う場合は、当該乗車券類にその証明事項を記入相当の証印を押さなければならない。

第2編 旅客の運送

第1章 通則

(乗車券の購入および所持)

第11条 列車に乗車する旅客は、有効な乗車券を購入しこれを所持しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、駅員無配置駅から乗車する旅客または係員の承諾を得て乗車券を購入しないで列車に乗車した旅客は、乗車後直ちに相当の乗車券を購入するまたは降車駅において相当の運賃を精算するものとする。

(駅員無配置駅の旅客の取扱い)

第12条 駅員無配置駅における旅客の取扱いは、列車の乗務員等が行うものとする。

第2章 乗車券の発売

第1節 通則

(乗車券の種類)

第13条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券

片道乗車券 (大人・小児)

(2) 定期乗車券

通勤定期乗車券 (大人)

通学定期乗車券 (大人・小児)

通学ウィークデー定期乗車券 (大人・小児)

(3) 鉄道バス連絡定期乗車券

通勤定期乗車券 (大人)

通学定期乗車券 (大人・小児)

通学ウィークデー定期乗車券 (大人・小児)

(4) 鉄道バス共通全線定期乗車券

通勤定期乗車券 (大人)

通学定期乗車券 (大人・小児)

通学ウィークデー定期乗車券 (大人・小児)

シルバーワイドフリー定期乗車券 (大人)

(5) 回数乗車券

13券片(0の日)

(6) 団体乗車券

普通団体、学生団体

(7) 特殊割引乗車券

臨時特殊割引普通乗車券

被救護者割引乗車券 (片道乗車券)

児童福祉施設入居者割引乗車券 (片道乗車券)

身体障害者割引乗車券 (片道乗車券)

知的障害者割引乗車券 (片道乗車券)

精神障害者割引乗車券 (片道乗車券)

戦没者遺族割引乗車券 (往復乗車券)

(8) ICカード乗車券 (大人・小児)

(注) ICカード乗車券の取扱いについては、ICカード乗車券取扱規則の定めるところによる。

(9) クレジットカード等のタッチ決済 (大人)

(注) クレジットカード等のタッチ決済の取扱いについては、タッチ決済乗車取扱規則の定めるところによる。

(乗車券の発売場所)

第14条 乗車券は、別に定める場合を除いて、駅および車内において係員または乗車券自動券売機（以下「自動券売機」という。）により発売する。

2 旅客が乗車券を所持しないで駅員無配置駅から乗車したとき、または旅客が係員の承諾を得て乗車券を所持しないで乗車したときは、前項の規定にかかわらず、当該列車内において発売する。

3 乗車券は前第1項および第2項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券臨時発売所において発売することがある。

(注) 第1項の別に定める場合とは、当社が乗車券の発売を委託したものが営む営業所において乗車券を発売する場合等をいう。

(乗車券の発売範囲)

第15条 乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、定期乗車券・団体乗車券を除く。

2 前項により発売する乗車券は、事情により発売駅以外の駅から有効となる乗車券を発売することがある。

(乗車券の発売日)

第16条 乗車券は、次の各号の場合を除いて発売日を通用開始日とする。

(1) 定期乗車券

通用開始日の1ヶ月前から発売することができる。

(2) 団体乗車券

運送引き受け後であって、旅客の始発駅出発の14日以前から発売することができる。

(旅客運賃割引証および証明書発行の監査)

第17条 当社は必要に応じて、旅客運賃割引証および通学証明書の出納または発行の適否、使用資格者以外に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について、監査することができる。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第18条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証または通学定期乗車券もしくは通学証明書を、使用資格者が不正に使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

2 前項の規定による発売の停止は、その使用資格者の属する学校または施設の責任者に対し、期限を付して通告するものとする。

(割引証または証明書が無効となる場合およびこれを使用できない場合)

第19条 旅客運賃割引証・通学証明書は、次の各号の1つに該当する場合は無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、または改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても、使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証・通学証明書は次の各号の1に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの、および発行者または使用者が必要な箇所に捺印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売条件)

第20条 普通乗車券は、旅客が連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。

第3節 定期乗車券の発売

(定期乗車券発行申込書の様式)

第21条 定期乗車券を購入する場合は、「記名式ナイスパス」購入申込書の所定欄に必要事項を記入し、提出するものとする。

2 「記名式ナイスパス」購入申込書の様式は次のとおりとする。

「記名式ナイスパス」購入申込書

①カードを新規購入される方は、すべてご記入ください。

フリガナ			(男・女)
お名前			
生年月日	西暦	年 月 日	(オ)
住所	〒□□□-□□□□		
電話番号	() - () - ()		
ICカードの種類	一般・小学生(未就学の方)・障がい者		
えんてつカードをお持ちですか? (はい・いいえ)			
オートチャージを設定しますか? (はい・いいえ)			

※記入した内容に誤りがある場合は、発行後、お申し込みの住所・電話番号・生年月日・性別・ICカードの種類・電話番号・えんてつカードの有無・オートチャージの設定の有無を確認させていただきます。誤りがある場合は、発行後、お申し込みの住所・電話番号・生年月日・性別・ICカードの種類・電話番号・えんてつカードの有無・オートチャージの設定の有無を確認させていただきます。

②プリペイドを購入される方はご記入ください。

発行時の金額	¥000円 + デポジット(預り金)500円
--------	------------------------

※プリペイドカードは、発行後、お申し込みの住所・電話番号・生年月日・性別・ICカードの種類・電話番号・えんてつカードの有無・オートチャージの設定の有無を確認させていただきます。

③定期券を購入される方は、ご記入ください。(定期券の購入は、お申し込みの住所・電話番号・生年月日・性別・ICカードの種類・電話番号・えんてつカードの有無・オートチャージの設定の有無を確認させていただきます。)

区間	から	まで	乗換地点()
開始日	月 日	月 日まで	適用期間
定期券の種類	通勤・通学		
通学定期の場合どちらを選択	全日定期券・平日定期券		
学校名			
(印記人欄)			
乗客	金額	受付者	

（通勤定期乗車券の発売条件）

第22条 通勤定期乗車券は、常時区間を同じくして乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合にこれを発売する。

（通学定期乗車券の発売条件）

第23条 次の各号の1に該当する学校（以下「指定学校」という。）の学生・生徒・児童または幼児が、通学のため常時、区間・経路を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を定期乗車券発行申込書とともに提出したときは、通学定期乗車券を発売する。

（1）学校教育法第1条に規定する小学校・中学校・高校・大学・高等専門学校・視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園および児童福祉法第39条に規定する保育所に通学する学生・生徒。

（2）専門学校（学生証所持者）・予備校（塾生証所持者）に通学する学生・生徒。

2 中学校・高校・大学・高等専門学校の生徒にあつては、有効期限を超えない場合には、通学定期乗車券を連続して購入する場合に限り「継続」通学定期乗車券を発売することができる。

（定期乗車券の継続発売）

第24条 定期乗車券を所持する旅客に対して、その定期乗車券を通用期間内に同一の種類、区間のものを発行する場合は、原定期乗車券に、新たな定期乗車券の発行日からその通用開始日の前日までについて、原定期乗車券の残存の通用期間を付加して発売することができる。

（鉄道バス連絡定期乗車券の発売条件）

第25条 鉄道線と自動車線が接続する指定した連絡駅（新浜松、第一通り、遠州病院、曳馬、上島、遠州小松、浜北、西鹿島）で、鉄道線・自動車線各々の定期乗車券発売条件に該当する旅客が、常に鉄道線と自動車線を乗り継いで乗車する場合で、鉄道バス連絡定期乗車券購入の申し込みをしたとき発売する。

2 鉄道バス連絡定期乗車券は、鉄道線・自動車線の双方とも定期乗車券の種類（通勤・通学の別）は同一でないと発売できないものとする。

（シルバーワイドフリー定期乗車券の発売条件）

第26条 70才以上または自動車運転免許を返納した60才以上の旅客に対して、シルバーワイドフリー定期乗車券を発売することができる。

第4節 団体乗車券の発売

（団体乗車券の発売条件）

第27条 発着駅および経路を同じくして、25人以上が全行程を一団となって旅行する場合で、

あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車その他輸送計画に必要な事項を申し出て、当社の承認を受けた団体の旅客で、次の各号の1に該当するものに対して、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

次の1に該当する学校等の学生等とその付添人および当該学校の教職員またはこれと同行する旅行斡旋人によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。

イ 指定学校の学生・生徒・児童または幼児。

ロ 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された団体で、責任ある代表者が引率するもの。

(団体旅客運送の予約、受付)

第28条 前条に規定する団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめ、人員・行程・乗車すべき列車・その他輸送契約に必要な事項を記入した団体申込書の提出、または当社の指定する方法で、当社の承認を受けなければならない。

(団体旅客運送の申込人員または申込の取消し等)

第29条 団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件を変更、または申込を取り消す場合は、運輸上支障がないと認められる場合に限り、これを行う。

第5節 特殊割引乗車券の発売

(臨時特殊割引普通乗車券の発売)

第30条 当社が必要と認めた場合は、臨時に特別の運送条件を定めて、割引の普通乗車券を発売することがある。この場合、旅客が特定される場合を除いて、発売駅・発売区間・発売期間・発売条件等をその都度関係箇所に掲示する。

(被救護者割引乗車券の発売条件)

第31条 被救護者・被保護者が震災等により自治体が発行した所定の割引証を提示したとき、本人および付添人に対して、被救護者割引乗車券を発売する。ただし、定期乗車券は除くものとする。

(児童福祉施設入居者割引乗車券の発売条件)

第32条 児童福祉施設入所児童割引証を提示したとき、本人および付添人に対して、児童福祉施設入居者割引乗車券を発売する。ただし、定期乗車券は除くものとする。

(身体障害者割引乗車券、知的障害者割引乗車券、精神障害者割引乗車券の発売条件)

第33条 次の各号に該当する旅客が所定の旅客運賃割引証の提出、手帳またはミライロIDを提示したときは、割引乗車券の発売をする。

(1) 身体障害者割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳を受けている身体障害者および身体障害者とその介護人。

(2) 知的障害者割引

療育手帳制度要項（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）の規定により、精神薄弱者療育手帳を受けている知的障害者および知的障害者とその介護人。

(3) 精神障害者割引

精神障害者保険福祉手帳を受けている精神障害者および介護人。ただし、2・3級は本人のみの割引とする。

（身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保険福祉手帳の携帯）

第34条 身体障害者および知的障害者またはその介護者は、乗降の際及び乗車中はその手帳を携帯して、乗務員等からの請求があったときはいつでも呈示しなければならない。

2 精神障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は有効な精神障害者保健福祉手帳を携帯して、乗務員等からの請求があったときはいつでも呈示しなければならない。

（戦没者遺族割引乗車券の発売条件）

第35条 靖国神社に合祀された戦没者1人について、2人以内の遺族が靖国神社に参拝するため往復乗車する場合で、所定の割引証を提出したときに、戦没者遺族割引乗車券を発売する。

第3章 旅 客 運 賃

第1節 通則

（旅客運賃・料金の種類）

第36条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じてその運賃・料金を定める。

（旅客運賃計算上のキロ程の計算方）

第37条 旅客運賃を計算する場合のキロ程は、発着区間の営業キロ程による。

2 営業キロ程に生じる1キロメートル未満の端数は、これを1キロメートルに切り上げる。

（運賃計算上の経路等）

第38条 旅客運賃は、旅客が実際に乗車する発着の順序によって計算する。

（旅客の区分およびその運賃の收受方）

第39条 旅客運賃は、次に掲げる年令別の旅客の区分によってその旅客運賃を收受する。

(1) 大 人 12才以上の者

(2) 小 児 6才以上12才未満の者

(3) 幼 児 1才以上6才未満の者

(4) 乳 児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1つに該当する場合はこれを小児とみなし旅客運賃を収受する。

(1) 幼児だけで旅行するとき。

(2) 団体旅客として乗車するとき、または団体旅客に随伴されるとき。

(3) 団体乗車券以外の乗車券を使用する6才以上の旅客に随伴されている場合でも、2人を超えたものであるとき。

3 前項以外の場合幼児および乳児に対しては、旅客運賃を収受しない。

(小児扱いおよび幼児扱いの特例)

第40条 小学校在学中の児童に対しては、満12才の4月5日まで小児運賃が適用され小児旅客運賃を収受する。または小学校入学前の小児は、4月5日まで幼児として取り扱うことができる。

(旅客運賃割引の重複適用禁止)

第41条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃割引を請求することができない。

(運賃のは数計算)

第42条 運賃計算上10円未満のは数が生じたときは、これを10円単位に切り上げる。(以下「は数計算」という。)

(最低運賃)

第43条 運賃計算上最低運賃に満たさない場合は、割引運賃の場合も含め最低運賃を適用する。最低運賃は、大人160円・小児80円とする。

第2節 普通旅客運賃

(大人の片道普通旅客運賃)

第44条 大人片道普通旅客運賃の計算方法は、対キロ区間制とし、次のとおりとする。

4キロまで	160円
4キロを超え5キロまでの部分	190円
5キロを超え6キロまでの部分	220円
6キロを超え7キロまでの部分	250円
7キロを超え8キロまでの部分	270円
8キロを超え9キロまでの部分	310円
9キロを超え10キロまでの部分	330円

10キロを超え11キロまでの部分	350円
11キロを超え12キロまでの部分	380円
12キロを超え13キロまでの部分	400円
13キロを超え14キロまでの部分	420円
14キロを超え15キロまでの部分	450円
15キロを超え16キロまでの部分	470円
16キロを超え17キロまでの部分	490円
17キロを超え18キロまでの部分	510円

(小児の片道普通旅客運賃)

第45条 小児の片道旅客運賃は、大人片道旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

第3節 定期旅客運賃

(大人1ヶ月定期旅客運賃)

第46条 大人1ヶ月の定期旅客運賃は、表定制とし、次の区分の額とする。

	【通勤定期】	【通学定期】
4キロまで	7,110円	4,320円
4キロを超え5キロまでの部分	8,440円	5,130円
5キロを超え6キロまでの部分	9,770円	5,940円
6キロを超え7キロまでの部分	11,100円	6,750円
7キロを超え8キロまでの部分	11,990円	7,290円
8キロを超え9キロまでの部分	13,770円	8,370円
9キロを超え10キロまでの部分	14,660円	8,910円
10キロを超え11キロまでの部分	15,540円	9,450円
11キロを超え12キロまでの部分	16,880円	10,260円
12キロを超え13キロまでの部分	17,760円	10,800円
13キロを超え14キロまでの部分	18,650円	11,340円
14キロを超え15キロまでの部分	19,980円	12,150円
15キロを超え16キロまでの部分	20,870円	12,690円
16キロを超え17キロまでの部分	21,760円	13,230円
17キロを超え18キロまでの部分	22,650円	13,770円

(大人2ヶ月定期旅客運賃)

第47条 大人1ヶ月定期旅客運賃を2倍した額とする。

(大人3～5ヶ月定期旅客運賃)

第48条 大人1ヶ月定期旅客運賃を3倍しこれを5分引きして、は数計算した額とする。

2 大人4～5ヶ月定期旅客運賃についても、同様に5分引きして、は数計算した額とする。

(大人6～12ヶ月定期旅客運賃)

第49条 大人1ヶ月定期旅客運賃を6倍しこれを1割引きして、は数計算した額とする。

2 大人7～12ヶ月定期旅客運賃についても、同様に1割引きして、は数計算した額とする。

(小児定期旅客運賃)

第50条 小児の定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

(鉄道バス連絡定期旅客運賃)

第51条 鉄道バス連絡定期旅客運賃は、定期旅客運賃を5分引きして、は数計算した額とする。

(特殊割引定期旅客運賃)

第52条 第32条の規定を準用して発売する特殊割引定期乗車券について、その旅客運賃は、大人定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

(鉄道バス全線共通定期旅客運賃)

第53条 鉄道バス全線共通定期旅客運賃は、次の区分の額とする。

	【通勤定期】	【通学定期】	【シルバーワイドフリー】
1ヶ月	29,990円	23,040円	6,800円
3ヶ月	85,470円	65,660円	19,380円
6ヶ月	161,950円	124,420円	36,720円
12ヶ月	323,890円	248,830円	73,440円

(通学ウィークデー定期旅客運賃)

第54条 通学ウィークデー定期旅客運賃は、第46条から第53条の通学定期旅客運賃に5/7を乗じて、は数計算した額とする。

第4節 回数乗車券の旅客運賃

(回数乗車券の旅客運賃)

第55条 0の日回数旅客運賃(13券片)は、発着区間の普通旅客運賃を10倍した額とする。

第5節 団体旅客運賃

（団体旅客に対する割引率）

第56条 第27条の規定により団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。

（1）学生団体

団体構成人員25人以上の場合、2割引

団体構成人員100人以上の場合、3割引

団体構成人員300人以上の場合、4割引

（2）普通団体

団体構成人員25人以上の場合、1割引

団体構成人員100人以上の場合、2割引

団体構成人員300人以上の場合、3割引

（団体旅客の無賃扱人員）

第57条 団体旅客の構成人員が25人以上50人までの場合はうち1人を、51人を超える場合は50人を増すごとに1人を加えて、最大6人まで無賃扱いとする。

2 前項の無賃扱いをする人員は、その団体の構成人員に含め、前条に規定する割引率をその団体に適用する。

（団体旅客運賃の計算方）

第58条 団体旅客運賃は、大人・小児各別に、全行程に対する1人当たり普通旅客運賃に第56条に規定する割引額を控除した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じて、は数計算した額とする。

2 大人と小児が混合する場合の団体旅客運賃は、前項の規定により大人・小児各別に算出した額を合計した額とする。

第6節 特殊割引旅客運賃

（特殊割引旅客運賃の計算方法）

第59条 第31条から第34条の規定により発売する場合の特殊割引旅客運賃は、普通旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

（臨時特殊割引運賃）

第60条 第30条の規定により発売する場合の旅客運賃の割引率は、その都度定めるものとする。

第4章 乗車券の効力

第1節 通則

(乗車券使用条件)

第61条 旅客が列車に乗車する目的で使用する乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、1券片を以て1人が1回に限りその券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

(効力の特例)

第62条 乗車券は次の各号に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 使用者の資格を特定しない大人用普通乗車券を小児が使用して乗車する場合。
- (2) 乗車券の券面に表示された発着区間の途中駅から乗車する場合。

(券面表示事項が不明となった乗車券)

第63条 乗車券はその券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅に差し出して交換を請求することができる。

3 前項の規定により旅客から交換の請求があった場合は、旅客に悪意が無いと認められ、かつその不明事項が判別できるときは、該当乗車券と引き換えに再交付の取り扱いをするものとする。

4 ICカード乗車券においては、ICカード乗車券取扱規則第31条の定めに基づいて、再発行の取扱いをすることができる。

(不乗区間に対する取扱い)

第64条 旅客は、第62条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間の途中駅から旅行を開始し、または同区間内の途中駅で下車した後、に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車券の払い戻しはできない。

(通用期間の起算日)

第65条 乗車券の通用期間は、通用開始日を特に指定して発売した場合を除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第66条 小児用の乗車券は、その通用期間中に使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第61条の規定にかかわらずこれを使用することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱い)

第67条 旅客が該当乗車券について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明がで

きる場合は、この限りではない。

（乗車券の通用期間）

第68条 乗車券の通用期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

- （1）普通乗車券 1日とする。
- （2）定期乗車券 1ヶ月以上、12ヶ月以下とし、券面表示期間のとおりとする。
- （3）回数乗車券 発売日から6ヶ月とする。
- （4）団体乗車券 その都度定めるものとする。
- （5）特殊割引乗車券 その都度定めるものとする。

（旅客の途中下車）

第69条 旅客は別に定める場合のほか、定期乗車券以外の乗車券での途中下車はできない。

（乗車券が前途無効となる場合）

第70条 乗車券（回数乗車券についてはその使用する券片）は、次の各号の1つに該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- （1）旅客が途中下車したとき。
- （2）旅客が第124条の規定により、その取扱いを受けたとき。
- （3）鉄道営業法（明治30年法律第65号）第42条の規定によって車外に退去されたとき。

（定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合）

第71条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1つに該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- （1）旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を、割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- （2）券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- （3）第19条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- （4）身分または資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- （5）券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- （6）区間の連続していない2枚以上の普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- （7）旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- （8）身分証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- （9）係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- （10）大人が小児の乗車券を使用したとき。ただし、第66条に規定する場合を除く。
- （11）乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
- （12）通用期間を経過した乗車券を使用したとき。
- （13）その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第72条 定期乗車券は、次の各号の1つに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年齢・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 通用期間開始前は有効とならない定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
- (9) 通用期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
- (10) 身分証明書等の携帯を必要とする定期乗車券を所持する旅客が、これを携帯していないとき。
- (11) その他定期乗車券を、不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券の効力)

第73条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した身分証明書を携帯する場合に限って有効とする。

2 学校の代表者が発行した身分証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の身分証明書に代用することができる。

(氏名変更等の場合の定期乗車券の書き替え)

第74条 定期乗車券の使用は、氏名等を変更した場合はこれを窓口に出して氏名の書き替えを行うものとする。

第5章 乗車券の様式

第1節 通則

(乗車券の表示事項)

第75条 乗車券面に表示する事項は別に定めるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 旅客運賃
- (2) 発駅
- (3) 通用期間
- (4) 発売日付

2 臨時に発売する乗車券その他特殊の乗車券にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略、

またはその他の事項を追加することがある。

(この章に規定する乗車券の様式の変更または補足等)

第76条 この章において規定する乗車券の様式は印刷上の形式であって、それぞれの乗車券は相当の表示事項を印刷するとともに、不足する事項については、発売の際に、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断し、または入鋏する等の方法によって補うものとする。

2 乗車券の様式は、必要によって、表面に表示すべき事項を裏面に表示し、または表示事項の配列を一部変更し、もしくは乗車券の紙質・字膜様・寸法等の変更並びに表示事項を省略または追加することがある。

3 小児用乗車券の表面には「小」または「小児」の影文字等をもって表示する。

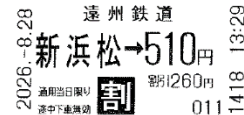
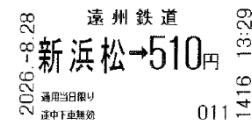
4 割引乗車券の表面には「割」の影文字等をもって表示する。

第2節 普通片道乗車券の様式

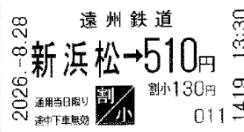
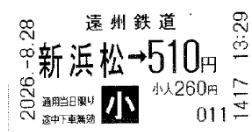
(自動券売機で発行する普通片道乗車券の様式)

第77条 普通片道乗車券は、次のとおりとする。

大人用様式



小児用様式



車内補充券

遠州鉄道 X No 09401	
車内補充券	
乗車	運賃
新浜松	10
オ一通り	20
遠州病院	30
八幡	40
助信	50
曳馬	60
上島	70
自動車学校前	80
さぎの宮	90
横志	100
西ヶ崎	200
小松	300
浜北	400
栗園中央公園	500
小林	
芝本	
岩水寺	
西鹿島	

小児	運賃
乗越	1
往復	2
手廻り	3
日付	4
	5
	6
	7
	8
	9
	10
	20
	30

通用当日限り・途中下車前迄無効

第3節 定期乗車券の様式

(ICカードシステムで発行する定期乗車券)

第78条 ICカードシステムにより発行する定期乗車券は、第21条に規定する様式の情報を登録し、旅客の区分および種別に応じて発行するものとする。定期券内容は同時に発行される定期券発行証明書に印刷される。

第4節 回数乗車券の様式

(0の日回数乗車券)

第79条 0の日回数乗車券の様式は、次のとおりとする。



第5節 団体乗車券の様式

(団体乗車券)

第80条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

遠鉄電車		No. 52-2608281127	
団体乗車券		学生	
乗車月日 9月1日 (予備日 月 日)			
申込者 住所 TEL: 053-435-0221	氏名 浜松市立〇〇小学校 2年生		
乗降区間	一人当り 普通旅客運賃	1-割引率	入員
新浜松 ⇄ 西鹿島	大人 510 (400) 円	0.8	4 人
	小児 260 (200) 円	0.8	20 人
		合計	5,600 円
無賃(大人) 1人		令和8年8月28日 遠州鉄道(株) 鉄道営業所 発行	

第6章 乗車券の改札及び引渡し

第1節 通則

(乗車券の改札)

第81条 乗車の目的で、乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、係員による改札または当該乗車券所定の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が身分証明書等の携帯を必要とするものであるときの身分証明書等についてもまた同じ。

(乗車券の引渡し)

第82条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、もしくは不要となった場合またはその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を当社に引渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札および引渡し)

第83条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、係員による改札または当該乗車券所定の改札を受け、乗継をする際も、係員による改札または当該乗車券所定の改札を受けるものとする。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を当社に引渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

第84条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券所定の改札を受けるものとする。

(団体乗車券の改札および引渡し)

第85条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び乗継をする際に、当該乗車券を係員に呈示して改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を係員に引き渡すものとする。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

第86条 乗車変更、旅客運賃・料金の払い戻し、その他この章に規定する取扱いは、有人駅または車内にて行う。

(払い戻し請求権行使の期限)

第87条 旅客は、旅客運賃・料金について払い戻しの請求することができる場合であっても、当該乗車券類が発行の日の翌日から起算して1カ年を経過してときは、これを請求することができない。

第2節 乗車変更の取扱い

(乗り越し)

第88条 普通乗車券を所持する旅客は、あらかじめ係員に申し出てその承諾を受け、その所持する乗車券面に表示された区間を超えて乗車することができる。

2 前項の規定により乗り越しの取扱いを行った場合は、旅客が所持する乗車券の普通旅客運賃と所持する乗車券の発駅から乗り越しする着駅までの区間に対する普通旅客運賃との差額を収受する。この場合、所持する乗車券が割引乗車券であって、その割引が乗り越し着駅までの区間に対しても適用がある場合（身障者割引など）は、所持する乗車券に適用した割引率により計算する。

(別途乗車)

第89条 旅客が所持する乗車券が、定期乗車券等、割引が乗り越し着駅までの区間に対して適用されない割引乗車券であった場合は、別途乗車として取扱い、別途乗車区間の普通旅客運賃を収受する。

第8章 旅客の特殊取扱い

第1節 通則

(旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の返還)

第90条 旅客は、割引証等を提出して購求した乗車券について払い戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(旅客運賃の払い戻しをしない場合)

第91条 旅客は、第62条第1号の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払い戻しを請求することができない。

第2節 無札

(乗車券類の無札および無効)

第92条 旅客が次の各号の1つに該当する場合は、当該旅客の乗車駅から区間に対する普通旅客運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。

(1) 乗車券を所持していない場合

(無効となる乗車券を使用した場合・集札の際引き渡しをしない場合を含む。)

イ 実際乗車した区間の普通片道運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。

ロ 乗車駅が判然としない場合は、その列車の始発駅から乗車したものとみなし、始発駅からの普通片道運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。

(2) 定期乗車券の区間外乗車

通用期間内であって区間外乗車した場合は、不正乗車区間の往復普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。(ナイスパス定期乗車券は除く)

(3) 通用期間満了後の定期乗車券を使用した場合

券面表示区間を通用期間満了の日の翌日から発見当日まで毎日1往復使用したものとみなし、券面表示区間の往復普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。(ナイスパス定期乗車券は除く)

(4) 通用期間前の定期乗車券を使用した場合

券面表示区間を発売の日から発見当日まで毎日1往復使用したものとみなし、券面表示区間の往復普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。(ナイスパス定期乗車券は除く)

(5) 使用資格を失った後に定期乗車券を使用した場合

券面表示区間の身分を失った日から発見当日まで毎日1往復使用したものとみなし、券面表示区間の往復普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。

(6) 定期乗車券の期間を塗り消しまたは改変して使用した場合

券面表示区間を通用期間満了の日の翌日から発見当日まで毎日1往復使用したものとみなし、券面表示区間の往復普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。(ナイスパス定期乗車券は除く)

(7) 定期乗車券の区間を塗り消しまたは改変して使用した場合

塗り消しまたは改変した区間を通用期間満了の日の翌日から発見当日まで毎日1往復使用したものとみなし、券面表示区間の往復普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。(ナイスパス定期乗車券は除く)

(8) キセル乗車の場合

イ 定期券と定期券の場合

定期券を回収するとともに、所持する2枚の定期券の両端駅間の往復普通運賃および同額の増運賃を有効期間の開始日(開始日が異なるときは開始日の早い方)から発見日まで収受する。

ロ 定期券と普通券または回数券の場合

2枚の乗車券両端駅の片道普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。

ハ 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券もしくは回数乗車券または普通乗車券と回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間を乗車した場合

所持する乗車券の両端駅間の片道普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。

(9) 定期乗車券による不正乗車が二重になる場合

第8号までの計算方法のうち、最も高い金額を収受する。

(10) 回数乗車券の区間外乗車の場合

通用期間内であって区間外乗車したときは、不正乗車区間の片道普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。

(11) 通用期間満了後の回数乗車券を使用した場合

券面表示区間の片道普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。

(12) 回数乗車券の区間を塗り消しまたは改変した場合

塗り消し、改変した区間の片道普通運賃および同額の増運賃を合わせ収受する。

第3節 紛失

(乗車券紛失の場合の取扱方)

第93条 旅客が、旅行開始後、その乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第92条の規定による旅客運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、これに相当する普通旅客運賃を収受する。

2 前項の場合において、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に相当する普通旅客運賃を収受して、増運賃を収受しない。

(再収受した旅客運賃の払い戻し)

第94条 前条の規定によって普通旅客運賃または増運賃を支払った旅客が、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券を駅に差し出して、その旅客運賃または増運賃の払い戻しを請求することができる。ただし、翌日から起算して1カ年を経過したときは、これを請求することができない。

第4節 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払い戻し)

第95条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要になった場合、その乗車券の券片が改札を受ける前で、かつ、運用期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は、別表第1号に定める手数料を支払うものとする。

(使用開始前の定期旅客運賃の払い戻し)

第96条 前条の規定は、通用期間開始前の定期乗車券について準用する。ただし、定期乗車券については、遠州鉄道ナイスパス取扱い窓口において別表第1号に定める手数料を収受して払い戻しする。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払い戻し)

第97条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、これを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は、別表第1号に定める手数料を支払うものとする。

2 団体旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し前項の規定を準用して旅客運賃を払い戻すことがある。

(不乗車区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合)

第98条 旅客は、第64条の規定により、乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合、または同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から任意に乗車した場合の不乗車区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求することができない。

（定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払い戻し）

第99条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となったときは、通用期間内である場合に限り、これを遠州鉄道ナイスパス取扱い窓口に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から使用経過日数（申し出当日を含む。）を1日2回ずつ普通旅客運賃にて乗車した金額を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合に旅客は、別表第1号に定める手数料を支払うものとする。

（鉄道バス全線共通定期乗車券使用開始後の旅客運賃払い戻し）

第100条 旅客は、鉄道バス全線共通定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となったときは、通用期間内である場合に限り、これを遠州鉄道ナイスパス取扱い窓口に差し出して、既に支払った定期旅客運賃から使用経過日数（申し出当日を含む。）を1日2回ずつ払戻基準運賃にて乗車した金額を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合に旅客は、別表第1号に定める手数料を支払うものとする。

（注）鉄道バス全線定期旅客運賃払戻基準運賃

通勤	725円
通学	790円
シルバー	164円

（旅行中止による適用期間の延長および旅客運賃の払い戻し）

第101条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1つに該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が通用期間内であるときは、1回に限り乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日までの日数（30日を限度とする。）について乗車券の通用期間の延長を請求し、または既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の相当旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合払い戻しを受ける旅客は、別表第1号に定める手数料を支払うものとする。

（1）傷い疾病によって旅行を中止したとき。

（2）司法権または国会からの喚問その他これに類する行政権の発動により旅行を中止したとき。

2 前項の規定による通用期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についてもこれを準用する。

3 定期乗車券・団体乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4 旅客は前第1項及び第2項の規定により乗車券の通用期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅もしくは係員に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際、乗車券に通用期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が、第1項の規定により延長できる期間内に旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

（最終列車に乗り遅れた場合の取扱い方）

第102条 普通乗車券を所持する旅客が、当日最終列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して、別表第1号に定める手数料を収受して旅客運賃の払い戻しの取扱いをする。

第5節 運行不能及び遅延

(列車の運行不能等の場合の取扱い方)

第103条 旅客(定期乗車券使用の旅客を除く。)は旅行開始後、次の各号の1つに該当する場合、第105条の規定による無賃送還、または旅行を中止して第105条第2項の規定による旅客運賃の払い戻しの請求をすることができる。

(1) 列車が運行不能となったとき。

(2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で接続予定の列車の出発時刻から3時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたときまたは着駅到着時刻に3時間以上遅延したとき。

(3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって、旅行を中止したとき。

2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券が不要となった場合は、これを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

(乗車券通用期間延長の取扱い方)

第104条 前条の規定による乗車券の通用期間延長の取扱いは、次の各号の定めるところによる。

(1) 旅客は、乗車券の通用期間延長を請求しようとする場合は、あらかじめ、関係の駅または係員に申し出て、当該乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する通用期間は、次の期間とし、この期間を原通用期間に加算したものを当該乗車券の通用期間とする。

イ 第103条第1項第1号に規定する事由による場合は、当該乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数。

ロ 第103条第1項第2号及び第3号に規定する事由による場合は、1日。

(2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に通用期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。

(3) 旅客が、延長した期間内に旅行を継続しなかったときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱い方)

第105条 第103条第1項の規定により旅客が無賃送還の取扱いの請求をした場合は、次の各号の定めるところにより取扱う。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。

(2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。

(3) 無賃送還中は、途中下車及び乗車変更の取扱いはいしない。

(4) 旅客が、前各号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いはいしない。

2 前項の規定により無賃送還を行なった場合は、次の各号の定めるところにより旅客運賃の払い戻しをする。

(1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、すでに収受した旅客運賃の全額。

(2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したときは、途中駅・着駅間に対する旅客運賃。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわ

らず途中駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃とする。

（運行不能の場合の旅客運賃払い戻し場所）

第106条 第103条または第105条の規定により、旅客運賃の払い戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅または車内で旅客運賃払い戻しの請求をしなければならない。

（1）無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅または車内。

（2）無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅または車内。

（列車の運行休止のときの定期乗車券の旅客運賃の払い戻し）

第107条 定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客は、列車が運転休止のため引き続き3日以上その乗車券を使用できなくなったとき、またはこのために不使用となる場合は、その乗車券を駅に差し出してその期間に対する旅客運賃の払い戻しを請求することができる。

2 旅客運賃の払い戻しの請求を受けたときは、その事実を確認したうえで、使用しない区間の原定期乗車券の定期旅客運賃を通用日数で除した額に休止日数を乗じては数計算した額を払い戻しする。

第6節 誤乗及び誤購入

（誤乗区間の無賃送還）

第108条 旅客（定期乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の通用期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

（誤乗区間無賃送還の取扱方）

第109条 前条の規定による無賃送還中は途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が無賃送還中、途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間及びすでに送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

（乗車券誤購入の場合の取扱方）

第110条 旅客が、駅名の同一、類似その他の事由によって誤って異なった着駅の乗車券を購入した場合であって、係員がその事実を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、すでに収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しをする。

第9章 入場料

（入場料を必要とする場合）

第111条 列車に乗車する目的以外の目的で改札内に立ち入ろうとするときは、第112条に定める入場料を支払わなければならない。

2 改札内には、旅客または前項の入場料を支払った者でなければ立ち入ることができない。

3 当社は、前二項の立入りについて、場所、時間、方法、人数その他必要な条件を付し、または営業上もしくは保安上支障があると認めるときは、これを許可せず、または中止を求めることができる。

（入場料の額）

第112条 入場料の額は、次のとおりとする。

（1）大人 160円

（2）小人 80円

（入場料の支払い方法）

第113条 入場料の支払い方法は、自動券売機により前条各号と同額の普通乗車券を購入することによるものとする。

（入場料が無効となる場合）

第114条 入場料として購入した普通乗車券は、次の各号の1つに該当する場合は、無効として回収する。

（1）券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。

（2）発売駅以外の駅で使用したとき。

（3）その他不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した普通乗車券を使用して入場した場合に準用する。

（入場料の改札及び引渡し）

第115条 入場料として購入した普通乗車券は、入場の際に所定の改札を受けなければならない。

2 入場料として購入した普通乗車券は、その使用を終えたときは、当社に引き渡すものとする。その効力を失った場合もまた同じ。

（無札入場者）

第116条 乗車以外の目的によって入場料を支払わないで入場した場合、または第114条第1項の規定により無効として回収した場合は、当該入場者から第112条の規定による入場料を収受する。

2 前項の規定は第114条第2項の規定により偽造した普通乗車券を回収した場合に準用する。

(入場料の払い戻し)

第117条 入場料は、払い戻しをしない。

(改札内への立入りの特例)

第118条 当社は、鉄道の安全な運行または旅客の安全を確保するために必要であると考えられる状況その他これに準ずる相当の理由があると認める場合に限り、必要な範囲で改札内への立入りを認めることがある。

2 前項の立入りは、当社が必要と認める時間、場所及び方法に限るものとする。

3 当社は、混雑、列車運行上の支障、保安上の必要その他相当の理由があるときは、前二項の立入りを制限し、または断ることができる。

(改札内への立入りにおける遵守事項)

第119条 改札内に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当社係員の指示に従うこと。

(2) 旅客の通行、乗降、または列車運行の妨げとなる行為をしないこと。

(3) 危険な場所に立ち入らないこと。

(4) 長時間の滞留、大型機材の使用その他当社が不適当と認める行為をしないこと。

(5) その他当社が保安上または営業上必要として求める事項に従うこと。

(改札内への立入りに関する責任の所在)

第120条 乗車以外の目的で改札内に立ち入った者は、当該立入りに伴い生じた事故、紛失、損害その他一切の事由について、自己の責任においてこれを処理するものとする。

2 前項の規定は、当社の責めに帰すべき事由がある場合には適用しない。

3 当社は、立入者の故意または過失により当社または第三者に損害が生じたときは、その賠償を請求することができる。

第10章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第121条 旅客は、第122条または第123条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1つに該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

(1) 別表第2号に掲げるもの。(以下「危険品」という。)

(2) 他の旅客に迷惑や危害を及ぼすおそれのあるもの。

(3) 車内などを破損するおそれのあるもの。

2 旅客が、手回り品中に危険品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をする事ができない。

(無料手回り品)

第122条 旅客は、列車の運行状況により、運輸上支障がないと認められる場合に限り、携帯できる荷物は次の各号のとおりとする。

- (1) タテ・ヨコ・高さの合計が250cm(長さ1mを超えないもの)以内、重さが20kg以内のもの2個まで
- (2) 運動用具または娯楽用具の場合は2m程度までのもの(ゴルフ用具・剣道用具・スキー板・サーフボード等)
- (3) 自転車にあっては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの
- (4) 車椅子、乳母車等
- (5) 身体障害者補助犬(登録された道路交通法上の「盲導犬」、認定を受けた「介助犬」、認定を受けた「聴導犬」)であってハーネス(引具)につながれたもの
- (6) 他の旅客に迷惑のかからないよう収納された愛玩動物

(普通手回り品料金)

第123条 旅客は前条に規定する制限をこえる物品であっても、長さ2m以内・一個あたりの重量40kg以内のものであり、他の旅客に危害を及ぼしまたは迷惑をかけるおそれがないと認められるものに限り、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って、車内に持ち込むことができる。

2 普通手回り品料金は、旅客の1回の乗車ごとに1個につき別表第1号に定める手回品持込料のとおりとする。

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第124条 旅客が、第121条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品または第122条の規定による持込制限をこえる物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、別表第1号に定める手回品持込料を収受する。

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第125条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について前条の規定を準用する。

(手回り品の保管)

第126条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

別表第 1 号

運輸に関する料金

1. 払い戻し手数料

種類	払い戻し手数料
普通乗車券	1 枚につき 1 0 0 円
定期乗車券	1 枚につき 5 0 0 円
回数乗車券	1 枚につき 2 0 0 円
団体乗車券	1 枚につき 1 0 0 円
遠鉄ぶらりきっぷ	1 枚につき 1 0 0 円
遠鉄・天浜線共通 1 日フリーきっぷ	1 枚につき 1 0 0 円
あかでん 1 日フリーきっぷ	1 枚につき 1 0 0 円
浜松まるっとパス	1 枚につき 1 0 0 円
浜松・浜名湖まるっとパス	1 枚につき 1 0 0 円
ナイスパス (S/F)	1 枚につき 2 0 0 円

2. 変更手数料

種類	変更手数料
定期乗車券の区間変更	無料
定期乗車券の種類変更	無料
団体乗車券の行程変更	無料
定期乗車券・回数乗車券の書換え (汚損による)	無料

3. 手回品持込料

1 個につき乗車区間の小児運賃。(乗車区間の小児運賃とは乗車当日の小児運賃とする)

別表第 2 号

危 険 品

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする 火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量 が 1 キログラム以内の もの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主 とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩 素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって 発火するおそれのない 容器に収納した 400 個 以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう 入し、又は振動・衝撃等 によって発火するおそ れのない容器に収納し た 200 個以内（競技用 の口径 0.22 インチ以内 のライフル銃用実包又 は拳銃用実包にあって は 800 個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう 入し、又は振動・衝撃等 によって発火するおそ れのない容器に収納し た 200 個以内のもの
				信管	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
1	爆発性の物	火薬類	火工品	火管	—		
				導爆線	—		
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した 400 個以内のもの	
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—		
				星火を発する榴弾	—		
				救命索発射器用ロケット	—		
				煙火	—		
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒＊）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が 1 キログラム以内のもの	
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）			
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が 3 キログラム以内のもの	
				電気導火線			
				その他の火工品	—		
				その他	その他、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）で定める火薬類	—	
				その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠＊
		—	ニトロセルローズ		ラッカーズプレー＊		
		—	過酸化ベンゾイル		ニキビ治療薬＊	容器・荷造ともの重量が 3 キログラム以内のもの	
		—	ジニトロベンゼン		—		
		—	ジニトロナフタリン		—		
		—	ジニトロトルエン		—		
		—	ジニトロフェノール		—		
		—	ニトログリコール		—		

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	その他 爆発性 の物	—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トロニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性 の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が 3 キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他 発火性 の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が 300 グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
2	発火性の物	その他の発火性の物	—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）＊	容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール＊	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー＊	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤＊	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール＊	
			—	松根油	絵具用溶剤＊	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤＊	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー＊	
			—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸＊	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、化粧品（ローション、クリーム等＊）	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類＊	
			—	摘発油	—	
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール軽油	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	二硫化炭素	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性 液体	—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ピリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマル - ペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2 リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2 キログラム以内のもの

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	圧縮 ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、 酸素缶＊	医療用又は携帯用酸素 容器に封入した酸素ガ スで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭 酸ガスで2本以内のも の
						炭酸ガスカ ートリッジ ＊
				天然ガス	プロパンガ ス＊	
				水素ガス	水素ガス吸 入器＊	
				窒素ガス	窒素ガスボ ンベ＊	
				オゾン	オゾン発生 器＊	
				ヘリウム	ヘリウムガ ス＊	
				ネオンガス	ネオン管＊	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	液化 ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				フレオン―12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				フレオン―22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気	―	
				液体窒素	―	
				液体酸素	―	
				液体アンモニア	―	
				液体塩素	―	
				液体亜硫酸	―	
				液化シアン化水素（液体青酸）	―	
				塩化エチル	―	
				塩化メチル（メチルクロライド）	―	
				液化酸化エチレン	―	
				塩化ビニルモノマ	―	
				液体メタン	―	
				その他の液化ガス及びその製品	―	
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	―	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	―	
			―	塩素酸カリウム	―	
			―	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	―	
			―	塩素酸カルシウム	―	
			―	塩素酸ストロンチウム	―	
			―	その他の塩素酸塩類	―	
		過塩素酸類塩	―	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	―	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
5	酸化性 の物	過塩素 酸塩類	—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化 物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸 塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造との重量 が2キログラム以内の もの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又 は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素 酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納 し、破損するおそれの ないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩 素酸 塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤＊	密閉した容器に収納 し、破損するおそれの ないよう荷造している もので、液体は1リッ トル以内、固体は重量 が 0.5 キログラム以内 のもの
		その他 酸化性 の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	硫酸	バッテリー 液*	密閉した容器に収納し、破損するおそれのないよう荷造した 0.5 リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗剤*	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	
			—	沸化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー *	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法 （昭和 23 年 法律第 82 号） の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で 2 本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN 剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	農薬	—	水銀剤	農薬取締法 (昭和 23 年 法律第 82 号) の適用を受 ける農薬	拡散用高压容器に封入 した農薬で 2 本以内の もの
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC 剤		
			—	DDT 剤		
			—	鉱油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和 23 年法律 第 82 号）の適用を受けるもの		
		その他 危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤＊	破損するおそれのない 容器に密閉した 1 個の 重量が 20 キログラム以 内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセト フェノン）	催涙スプレ ー＊	容器・荷造との重量 が 3 キログラム以内の もの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

（注 1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売
店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

（注 2）農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。